

# 夜間中学における多文化共生の課題

野秋 貴靖<sup>†</sup>

## Issues of multicultural coexistence at Night Junior High Schools

Takayasu Noaki

### 1. はじめに

#### 1.1 目的

日本において長期滞在の外国人が増加する中で、多文化共生の実現が求められているが、そのためには様々な条件を備えていく必要がある。教育分野における条件整備はその一つである。その中でも外国人に義務教育を提供している夜間中学は関係法が整備され、既設校に加えて新設校の設置が進み、現在、全国的にその学校数が増加している。

生徒の約8割を外国人が占める夜間中学について、制度化が進む中で、どのような現実的な課題が存在するのか、先行研究の成果や夜間中学に関する統計資料を用いて、現状を把握し、生徒の修業期間の状況を把握分析し、また、それに日本語教育の実態を重ねて見ることにより多文化共生の観点から課題を明らかにする。

#### 1.2 背景

1989年の出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改正に伴い外国人、特に日系3世などが就労を目的として入国することが可能になった。その多くは住所地や就業の制約がなく、家族も帯同できる。入国者はいわば地域の住民となったが、外国人が日本で暮らしていくためには、日本語能力、生活習慣、文化、宗教、就業さらに高齢化対応など様々な壁や課題がある。また、帯同し、あるいは日本で生まれた第2世代、第3世代の教育は、本人の進路や将来、さらに社会の在り方にも影響する。「国籍・民族の異なる人々が互いの文化的差異を認め合い、対等な関係で地域社会の構成員として共に生きていく」（「多文化共生の推進に関する研究会報告書」2006年、総務省）という多文化共生の実現に教育は大きな要素となる。

夜間中学は、公立中学校の夜間学級であるが、2023年現在、多くの外国人に教育を提供している。夜間中学は、戦後、経済・社会の混乱期に昼間労働等の事情で昼間学校に通えない学齢期の子どもを受入れたが、国は、年少者労働を助長するものとしてその存在を認めなかった。しかし、需要は大きく、学校現場からの要請等もあって存続し、管理や授業運営は学校の裁量に多く任されてきた。また、海

外から引揚・帰国した日本人、中国残留孤児、さらに、就学を希望する外国人の受け皿となり、在日韓国朝鮮人、インドシナ難民、1989年入管法改正後の新渡日外国人、いわゆるニューカマーなど増加してきた外国人を受入れてきた。近年、生徒数の約8割は外国人である。

このような状況の中で、国は、2016年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「教育機会確保法」という。）を制定し、「年齢」「国籍」に関わりなく義務教育段階での教育を十分に受けていないものについて能力に応じた教育を受ける機会確保が図られるよう定めた。地方公共団体には、義務教育未修了者等に対して夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずることが求められており、夜間中学の設置・運営も含まれている。これに伴い国は2021年から5年以内に全都道府県・政令指定都市で各々1か所以上の夜間中学を設置するとの方針を示している。

夜間中学は、教育機会確保法により制度化されることになった。文部科学省は、中学校学習指導要領（2017年3月公示）に夜間中学に関連する記述を初めて行うなど、夜間中学を日本の学校教育体系の中に正式に位置付けたといえる。他方、2016年6月に閣議決定された「ニッポン1億総活躍プラン」に夜間中学の設置促進を図ることが盛り込まれたことは、学習権保障の実質化のためばかりでなく、人的資源活用政策の文脈から夜間中学を学校教育制度に組み込むことになるとの指摘もなされている。

また2019年の入管法改正による外国人労働者受け入れ拡大の対策として「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」（2018年12月閣議決定）において日本語指導と夜間中学の設置促進が記されており、夜間中学の制度化は、外国人労働者の受け入れのための政策の一つとしての位置づけにもなっている。このような背景のもとに夜間中学は制度的な位置付けを与えられている。

本稿では、夜間中学の課題を概観し、さらにその中で、外国人の学習保障のための要素である修業期間について、従来のデータでは示されていないものを、全国夜間中学の

<sup>†</sup>2022年度修了（社会経営科学プログラム）

資料から抽出する。併せて、夜間中学において、外国人が中学の3年間という限られた期間の中で、教科学習の習得が可能であるのかという問題意識のもと、多文化共生の視点から日本語教育と修業期間の関係について課題を分析・考察する。

## 2. 夜間中学と外国人に対する日本の教育制度

### 2.1 夜間中学

夜間中学は、市町村が設置する中学校において夜の時間帯に授業が行われる公立中学校の夜間学級で、従来、学校教育法施行令第25条の「二部学級」を法的根拠として運用されてきた。2022年4月現在、15都道府県34市で40校が設置されている。学齢超過者、不登校等で実質的に十分な教育を受けられずに卒業した形式卒業者等を受け入れているが、2019年9月時点で全国の在籍者1729人のうち80%の1384人は外国籍の生徒で、日本語教育も行われている。外国籍卒業生の約6割は高校へ進学している。

表1 夜間中学卒業後の状況

卒業後の状況別	高等学校 進学	専修学校 進学	就職	その他	合計
日本国籍	27(10.3%)	0	3(1.1%)	15(5.7%)	45(17.2%)
日本国籍を有しない者	127(48.5%)	2(0.8%)	36(13.7%)	52(19.8%)	217(82.8%)
合計	154(58.8%)	2(0.8%)	39(14.9%)	67(25.6%)	262(100.0%)

( )は平成30年度に夜間中学を卒業した生徒(262人)を100%とした場合の割合  
資料：文部科学省「令和元年度夜間中学に関する実態調査」

大多和(2011)によれば、「夜間中学は画一的に対象や目的が定められ制度設計がなされていないぶん、常にその教育を必要としている人々に柔軟に動的に対象としてきたとみることができる」との評価がある。しかし、公立の夜間中学においては「入学条件」「教育条件」「教育課程」についての課題も存在する。これについて、横関(2021)は、民間自主組織による自主夜間中学とも比較して、入学条件の付加(年齢制限、地域制限)、教員定数法の制約(マンツーマン教育の困難化)、教科学習への力点変化(落ちこぼれの発生)、などを挙げている。既存の夜間中学が、法制度化に伴い、運用の硬直化、弾力性の低下等により退学者、形式卒業者の発生という現象が生じてくることへの懸念も指摘されている。

## 2.2 外国人に対する日本の教育制度

### 2.2.1 我が国の教育機関

外国人が我が国で教育を受ける場合、利用できる教育機関として、学校教育法第1条に規定する組織(公立の小中学校、高等学校などいわゆる「1条校」)、同法第134条に定める専修学校、各種学校などがある。このほかに、法令の規定によらない外国人学校、インター・ナショナルスクール、フリースクール、自主夜間中学などオルタナティブ教育機関(多様な学びの場)がある。

### 2.2.2 外国人の子どもに対する教育の保障

外国人児童生徒の人数について、文部科学省が実施した「外国人の子供の就学状況等調査」によると学齢相当(6~15歳)の外国人の子供は2019年5月1日時点で12万3830人となっている。その大半の約9万6千人は1条校である公立の小中学校に通っているが、母国の教育を受けさせたい親の意向や帰国を予定するなどの事情から約5千人は外国人学校等に通っている。さらに、就学していない子どもが相当数(約1万9千人~2万2千人)見込まれている。

我が国において、教育に関する権利・義務について、憲法では、すべて国民は「教育を受ける権利を有する」「保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う」としている。

しかし、外国人の子の保護者については、就学させる義務は課されていない。この点について、文部科学省は、「国際人権規約及び児童の権利に関する条約等を踏まえ子の就学の機会を確保する観点から、希望する場合には教育委員会等は公立義務教育諸学校への就学を認めることが望まれます」としている(「小・中学校への就学について」文部科学省公式webサイト、2023年1月10日最終確認、下線部引用者)。

表2 学齢相当の外国人の子どもの就学状況

区分	就学者数		不就学又は就学未確認			⑥ 合計	⑦ 学齢相当の外国人の子どもの住基台帳上の数
	① 義務教育諸学校	② 外国人学校等	③ 不就学	④ 出国・転居(予定を含む)	⑤ 就学状況確認できず		
小学校相当	68,237	3,374	399	2,204	5,892	80,106	87,033
中学校相当	28,133	1,649	231	813	2,766	33,592	36,797
合計	96,370	5,023	630	3,017	8,658	113,698	123,830

\* 不就学の可能性は⑦-(①+②)=22,437人<④を除く場合19,420人>

\* 資料：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査結果」(令和元年5月調査)

### 2.2.3 外国人の就学状況と日本語指導の必要性

#### (1) 小学校・中学校 ~日本語指導が必要な児童生徒

外国人の学齢相当の子どものうち約9万6千人が公立の小中学校に就学しているが、一方で、日本語指導が必要な児童生徒は約3万6千人となっており、小中学校に通う外国人児童生徒の約3割が日本語に不自由している。さらにそのうちの約2割は日本語指導を受けていない。

日本の法制度は日本国民の教育の権利と義務を規定しているが、外国人に就学は義務付けられていない。このため、保護者や子供が就学を希望しなければ不就学になりやすい。

政府は2019年6月に制定された「日本語教育の推進に関する法律」により、外国人児童生徒・留学生に日本語教育を受ける機会を確保すること、外国にルーツを持つ子供の家庭における母語への配慮などの理念、国と自治体の日本語教育推進の責務を示している。

しかし、日本語学習者約26万人に対して教育人材は約4万人で、その6割はボランティアに依存するという現状がある。仕組みを動かす資源が不足している。

表3 日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校等	合計
日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数(①)	26,092	10,213	3,677	503	40,485
①のうち日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒(②)	21,459	7,885	2,470	292	32,106
②のうち「特別な教育課程」による日本語指導を受けている児童生徒	14,366	4,671	-	154	19,191

資料：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況に関する調査」(平成30年5月)

## (2) 高等学校 ～日本語の不自由な外国人生徒

高等学校における外国人生徒は、学校基本調査によれば、2021年5月1日現在15,330人である。高等学校には日本人の98%以上が進学しており実質的に全入の状態である。これは、日本で生きていくには高校卒業以上の学歴が必須であることを示すものであり、日本で生きていく外国人についても同様である。しかし、宮島(2021)によれば、外国人中学生の高校進学率は、中学校在籍者数から推定すると2018年で64%であり、これを高校生の標準年齢(在留外国人統計における15～17歳の数)を分母にすると35%、外国人学校への進学を進学率に加えても51%である。

高等学校の入学試験については、多くの都道府県が日本語の不自由な外国人生徒に対して便宜を図り、特別定員枠、入学試験教科の軽減、学科試験の免除などを講じてきている。しかし、高等学校には義務教育課程にある「特別な教育課程」のような日本語支援の仕組みはなく、日本語指導が必要な外国人公立高校生生徒の退学率は全高校生生徒の約7倍となっている。

高校進学に際しては、海外の義務教育期間、入学年齢等国情の違いにより、来日時期・年齢次第では入学、編入学には困難が伴う。この点、卒業生の多くが高校に進学する夜間中学は外国人生徒の高校進学のための選択肢の一つとなっている。

### 2.2.4 教育機会の提供の必要性

以上のように、我が国の教育制度においては、外国人またその保護者には教育の確保が義務づけられていないこともあり、不就学又は就学未確認の子どもが多い。また、就学する者でも、日本語指導が必要な児童生徒が相当数いる現状がある。さらに、公立夜間中学が設置されている地域でも、民間組織である自主夜間中学の中には、その多様な教育活動が必要とされ、継続して活動を行っているところもある。加えて、令和2年の国勢調査においては外国人の成年の義務教育未修了者が多く見られる。

これらのことは、長期滞在の傾向にある在留外国人が生活し、また成長していく過程においては、子どもであれ、あるいは、大人であっても、今後、改めて教育が求められる可能性があることを示している。そしてこれらの事情は夜間中学が必要とされる背景にもなると考えられる。

## 3. 夜間中学に関する先行研究について

### 3.1 法制化後の懸念

夜間中学の課題を扱う先行研究として、添田祥史による論考「夜間中学をめぐる動向と論点整理」がある(添田2018)。夜間中学の法制化をめぐる近年の動向について運動の展開や夜間中学関係者内で交わされた議論、葛藤を含めて示し、「近年、夜間中学研究が活性化しているが、運動の内部的な視点からその帰結と法制化後の関係者の懸念をふまえた論稿はない」と記述されている。

この中で夜間中学の法制化に伴い指摘されている課題・論点の一つに、「法制化により地域ごとの歴史や実情を踏まえて多様に発展してきた修業年限カリキュラムや教育内容を維持できるのか」というものがある。この視点は、他の論文には少なく、また、夜間中学の目的に添った制度展開・運営、ひいては外国人生徒の教育保障の手段の確保の点から着目すべき点であると考えられる。ここでは、柔軟・弾力的に運用されてきた生徒の在籍期間やマンツーマンに近い教育体制などについて、法制化に伴う制度運用の硬直化の懸念等が示されている。

### 3.2 その他の先行研究

また、他の先行研究について見ると、夜間中学を、日本人生徒を含めた対象として教育機会確保法を視野に入れた研究[江口(2020)、浅野(2020)等]、さらに、夜間中学の日本語教育を扱った研究[(奥元(2020)、宮崎(2016)、大多和(2011)等)]がある。

横関(2021)は、奈良市春日中学校(夜間学級)の開設に際して公立化以降の新たな課題として次のことを挙げている。

自主夜間中学から移行して公立化されたことにより明らかになったものとして「入学条件」「教育条件」「教育課程」についての課題がある。具体的には公立中学校は、「教員定数法に準じなくてはならない」「自主夜間中学でなら可能であったマンツーマンの個別授業を可能とする教員数を確保できない」「中学校の教育課程に沿った教育内容を基本的に目指すという教科教育へ力点が変わった」「年齢制限・地域制限が入学条件にあるため誰でも入学できるわけではない」ことを指摘している。

さらに、元夜間中学生の発言として「公立化が実現したが、不自由な点も多く、学習のカリキュラムが進み、夜間中学生が落ちこぼれたらこの学校が拾ってくれるのか」「しばらく休んだらもう何もわからないです。休む私が悪いのでしょうか」との内容を紹介している。

奥元(2020)は、夜間中学で行われている日本語教育の位置づけについて指摘している。日本語教育は、中学校教育課程の教科教育を行うための準備としての学習である。生徒の八割以上が外国籍で、日本語教育を必要としていても、本来、夜間中学は日本語教育のみを行う場ではない。しかし、ある程度日本語を習得すると登校しなくなる生徒

も一定数いる。外部からは、無料の日本語学校との声も聞かれる。また、教科学習に進みたい生徒にとっては、半年から一年の日本語学習で教科の授業を理解することは困難であると思われる。これも夜間学習、夜間中学における日本語教育の大きな課題である。

その他、梶原・熊井(2018)は「教育機会確保法」成立後の日本の多様な学びの保障に向けての課題を明らかにするために夜間中学等を対象に調査分析を行ったが、夜間中学に関して、「授業内容は中学校の教育課程よりも日本語教育に比重が置かれる」、「教師は、日本語教師、ケースワーカー、ソーシャルワーカーに近い役割を一手に引き受けている」ことを指摘している。

東京都墨田区の区立文化中学校夜間学級において、早稲田大学と墨田区の包括協定の一環として展開する「外国人の義務教育修了者に対する日本語教育支援」に関わっている宮崎(2016)は、夜間中学が抱える課題として、「途中入学者が多く、在学生の出席も一定していないことからクラスに在籍する生徒の固定化が望めず、自ずと授業への影響も否めない。加えて、担当教師には外国籍生徒の日本語支援と生活支援が期待されるが、ノウハウがなく、かつ日本語教育の専門性も低い」としている。

また、江口(2020)は夜間中学の設置における課題として、「他の学びの場・学校との関係(社会教育施設等との機能分担)」「広域対応(全県・広域の学習希望者への対応)」等を指摘している。1県1校開設では広域の学習希望者に対応できない。これらに対応するため、宮城県の事例(仙台市に夜間中学を開校した上で県全域として定時制高校における科目履修制度を活用して実質的な学習保障を図る方向)、また、夜間中学での多様な人々との交流が学びの過程において重視されてきた意義を踏まえながら、和歌山県が検討する通信制による方法などの例を指摘している。

これらの先行研究が指摘する課題は、外国人生徒特有のもの、また外国人生徒と日本人生徒の双方に共通するものの両方のパターンがあるが、いずれであっても外国人生徒の教育について課題となっているものである。

以上、夜間中学について、幾つかの研究がなされてきているが、本研究においてはこれらを踏まえて、多文化共生の視点から夜間中学における教育保障に注目する。特に、「教育の期間」および「日本語教育」の観点から、夜間中学における外国人生徒の教育保障に関する課題について、数値による現状把握を試みながら分析と考察を行う。

## 4. 分析について

分析については大きく二つに分ける。一つは「修業年限」についてであり、これは主に統計資料を用い、二つ目は「日本語教育」についてで、既存のデータ、先行研究の整理を含むものである。

この中で、多文化共生の視点から前出の「地域ごとの歴史や実情を踏まえて多様に発展してきた修業年限カリキュ

ラムや教育内容を維持できるのか」との項目を取り上げて、ここでは、修行年限の実態から課題を分析する。

### 4.1 分析の方法

#### 4.1.1 修業年限

2021年4月末時点で設置されている公立夜間中学36校について、関連データを収集して分析した。データとして、全国の夜間中学校で構成された「全国夜間中学校研究会」(以下「全夜中研」という。)の研究大会発表誌(以下「大会発表誌」という。)、各夜間中学の公式webサイト、文部科学省の調査結果等を利用した。

なお、修業年限を考えると、考慮すべき事項として、特に、年齢、卒業所要期間(在籍期間)、退学者数、属性(歴史的背景・在日韓国朝鮮人等)などに注目する。

中学校の修業年限(課程を修了するための期間)は、学校教育法で3年とされているが、学校現場の運用ではこれを超えて在学を認める事例がある。ただし、夜間中学の生徒が入学してから卒業するまでの在籍期間の実績は公表されていない。ここではこれに代わる指標を作成するため既存資料(在学者数、卒業生数、入学者数等)を使用する。

#### 4.1.2 日本語教育

修業年限に加えて、教育保障の要素となる日本語指導の状況について把握・分析する。これは日本語教室の設置・運営状況、日本語授業の状況、教員実態を把握する。

外国人生徒はその大半が日本語の会話、読み書きができないか不十分である。そのような生徒が、教科学習を、しかも日本語を学びながら3年間で修得することは困難を伴う。教育の保障を考えると日本語の運用能力は不可欠であり、その指導は、教育の質の保障の実現のための大きな要因となる。そのための仕組みや支援態勢を把握する。

### 4.2 分析結果と考察

#### 4.2.1 夜間中学の生徒の状況

外国人生徒の教育の質の保障を念頭に置いて、「法制化により地域の歴史や実情を踏まえて多様に発展してきた教育年限カリキュラムや教育内容が維持できるか」を踏まえて考察する。

全夜中研の大会発表誌によれば、2021年9月時点で、公立夜間中学36校の生徒数は1603人で、関東、関西、中国四国地方の12都府県に分布している。生徒の構成比は、関東26.2%、関西68.4%、中国四国5.4%であり、関東・関西で全体の94.6%を占める。都府県別には大阪府53.3%、東京都15.2%であり、この2自治体で生徒全体の7割を占めている。このため、以後、地域比較は、関東、関西を主に取上げている。

生徒のうち外国籍生徒は1217人で、国籍が公表されている生徒総数の77.0%である。国籍別では、中国33.5%、ネパール25.7%、フィリピン9.5%、ベトナム7.5%、韓国5.2%、ブラジル2.5%、アフガニスタン2.3%等である。生徒の国籍は、我が国において在留外国人が多い国籍と同様の

傾向である。

国籍と修業年限を直接関係づけるデータはないが、高齢者が多い属性にある在日韓国・朝鮮籍、引揚人の属性の生徒は、在籍期間の長期化傾向にある。

在籍期間（教育年限、卒業に要する期間）に関しては、関西は関東の数倍の期間にわたると見込まれるが、過去からの経緯、生徒属性、教育行政の姿勢など様々な要因によりこの結果になっていると考えられ、「地域の歴史や実情を踏まえて多様に発展してきた教育年限カリキュラム」（添田2018）を表わしていると考えられる。

#### 4.2.2 年齢分布～関東は若年者が多く、関西は高齢者が多い

学校ごとの生徒の平均年齢は公表されていないため、全夜中研の資料にある「年齢層別生徒数」（10歳幅ごとの在籍生徒数）から、年齢層の中間値を仮定して加重平均により学校ごとの仮の平均年齢を算出した。全体では、41.8歳である。

地区別には、関東30.7歳、関西46.3歳、中四国38.1歳であり、関東が比較的低く、関西が高い。

年齢と修業期間との関わりを見ると、相関関係が見られ、平均年齢が高いところの修業期間は長くなる傾向がある。

学校別には、最少は21.8歳（千葉県・大洲中）、最多は71.4歳（大阪府・東生野中）である。

個別の学校を見ると特殊な事情が分かる。大阪府・東生野中は生徒72人（外国人62人、日本人10人）で平均年齢は71歳を超えており、このうち、女性が65人、在日韓国・朝鮮籍は60人である。関西地区における在日韓国・朝鮮籍の生徒は、1970年代に増加して1998年には関西の夜間中学在籍者の3割を占めるに至っている。女性の在日韓国朝鮮籍の生徒が多いことは関西地区にほぼ共通する状況である。

この状況について、浅野（2020）は、「こうした在日朝鮮人の生徒達の多くは、中高年の女性であった。また、非識字者が多く、夜間中学では識字の基礎教育が行われた。在日朝鮮人の生徒は高齢者が多かったこともあり、その教育は過去の日本の植民地支配を踏まえた戦後補償・民族開放に根ざす民族教育の文脈で捉えられた」として、歴史的な背景を踏まえた視点からの認識を示している。

表4 夜間中学指標一覧（3地区、東京都、大阪府）

区分	関東		関西		中四国	合計
	東京都		大阪府			
学校数	14	8	18	11	4	36
生徒数	420	243	1097	854	86	1603
構成比	26.2%	15.2%	68.4%	53.3%	5.4%	100.0%
女子生徒数	237	142	738	565	52	1027
女子生徒比率	56.4%	58.4%	67.3%	66.2%	60.5%	64.1%
若年生徒数(15-29歳)	263	150	302	245	34	599
若年生徒比率(15-29歳)	62.6%	61.7%	27.5%	28.7%	39.5%	37.4%
高齢生徒数(60歳以上)	36	20	319	251	16	371
高齢生徒比率(60歳以上)	8.6%	8.2%	29.1%	29.4%	18.6%	23.1%
平均年齢	30.7	30.5	46.3	46.3	38.1	41.8
外国籍生徒比率	73.6%	73.7%	79.8%	80.0%	57.0%	77.0%

資料：「全国夜間中学校研究会2021年研究大会発表誌」から作成

#### 4.2.3 卒業所要期間～3年生の卒業比率

教育実態を知る一つの指標として卒業所要年数がある。生徒が入学してから卒業するまでの所要期間である。しかし、夜間中学はほとんど公表されておらず、また、既存資料による算定は難しいと考えられる。そこで、これに代わるものとして、3年生の卒業比率を見る。

2020年度に在籍した3年生は772人で、当該年度の卒業生数は208人である。これから、3年生の卒業率は26.9%となる。逆に3年生数のうち卒業しなかった者が73.1%いたことになる。また、卒業生数208人は、その3年前の入学人数（2018年612人）の34.0%にとどまり、両者には乖離が見られる。

表5 卒業生徒数の3年生徒数に対する割合

区分	関東		関西		中四国	合計
	東京都		大阪府			
3年生徒数(2020年)	142	97	623	506	7	772
卒業生徒数 (対3年生比)	115 (81.0%)	77 (79.4%)	87 (14.0%)	55 (10.9%)	6 (85.7%)	208 (26.9%)

資料：「全国夜間中学校研究会2021年研究大会発表誌」から作成

#### 4.2.4 退学者の状況

退学者数は修業期間を考えると、考慮すべき要素であるが、公表されていないため実態はわからない。在籍者、卒業生、入学者の数から試算すると2020年の在学者のうち退学者は315人、退学率は20.3%と見込まれる。

関西における退学の理由についてどのようなものがあるのか、大阪府内の夜間中学に尋ねたところ、「帰国」「残業の増加」「出産」などが主因として挙げられていた。生徒の生活、仕事、身体等の事情により学校を離れることをやむをえないとしている。なお、大阪府内では、退学者が学校に戻ってくることにについて便宜を図り、復学についても配慮している状況がある。修学期間を堅持することよりも個別の生活を優先した弾力的な対応が見られる。

#### 4.2.5 修業年限の制度運用

中学の修業年限は3年であるが、実際には原級留置、卒業保留の扱いがなされ、3年を超える場合も認められる。各地域の事情の中で、東京都3年、京都府6年などが在籍の許容される上限とみられる。全夜中研の大会発表誌によれば、大阪府は、かつては在籍期間を制限しない時期もあったが、現在は9年としている。日本の小学校課程を含めて学ぶ外国人であれば義務教育年数相応の期間は必要とされると判断しているためとのことである。

#### 4.2.6 修業年限に関する指摘

関東の夜間中学では、生徒の平均年齢が低く、若年者の数も多い。平均的に在学期間が短くて卒業する状況が見られる。しかし、指摘されている課題がある。

その一つに、就学期間を厳格に運用することに対する批判がある。全夜中研の2021年大会発表誌に記載されている文部科学省や関係省庁の大臣あてに提出された要望書（2020年12月11日付け）の内容には「義務教育未修了者の

実態を踏まえ、生徒の実態に見合う在籍年数を保障すること」が示されている（2020年大会発表誌P巻末6）。また、2020年度の本誌で千葉県の自主夜間中学の活動者から、設置された公立夜間中学の在籍期間の運用に対して「3年を超えての在籍を認めないことを初め、市民の会が望んでいた夜間中学とはほど遠いものがある」（2020年大会発表誌P135）とのコメントが示されている。

#### 4.2.7 運用見直しの動き

他方、在籍期間について弾力的な運用を行う動きがある。埼玉県・芝西中では、3年生の生徒25人中6人がもう一年学びたいとして原級留置きを選び、学校がこれを認めたとの報告がある。在籍生の多くが進学を希望しており、受験のため留年したと見られている。

さらに、神奈川県・川崎西中原中は、「学力が身につけていない場合は原級留置を積極的に進め、4年から5年と学ぶことができる環境を整えています。そもそも夜間学級自身が形式卒業者を大量に出していた現場を反省し、改善することを狙いとしています。」（2020年大会発表誌P81）と記述しており、十分な学力を伴わずに卒業に至っていた生徒が少なからずいたことが率直に語られ、そして、それに対する見直しが示されている。

関東地区において3年生の卒業保留は関西より少ないが、これは逆に、在籍期間管理により、卒業させることで新たな形式卒業者を生み出す可能性を示している。

小学校1年生から始まる初等教育を受けた経験がない生徒等の場合、義務教育9年間分を3年で修得させることは困難が見込まれる。日本語になじみの薄い外国人であればなおさらである。生徒各々が持つ入学の目的、動機、能力、背景は一律ではない。若年者と高齢者などでは事情が異なる。それらの把握ときめ細かな対応が必要と考えられる。

## 5. 夜間中学における日本語教育

就学期間が確保できれば教育の質が自動的に保障されるわけではなく、日本語能力も教科学習を進めるには不可欠である。しかし、前出の「日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況」で示されているように、小学校、中学校の年齢層における「日本語指導が必要な児童生徒」の数は、外国人児童生徒全体の約3割となっている。受験により選抜の過程を経て入学した高校生であっても大差はない。学校で学習を進めるには日本語の運用能力は不可欠であり、日本語能力に不足がある生徒については、指導・支援がなくては授業を受けられない。特に、生活言語に比べて、学習言語の獲得は難しいといわれている。夜間中学における状況を把握する。

### 5.1 日本語教室

夜間中学においては日本語教室の制度がある。日本語教室は、国際教室などとも呼ばれ、日本語指導が必要な外国人児童生徒が10人以上在籍することを基準として公立学校

に設置され、担当教員の定数配置が行われる。平成26年度に文部科学省が省令改正を行い、各学校に「特別の教育課程」として設置を認めている。

日本語教室の運営は、各学校の裁量によるところがああり、公表されていない部分も多いため、全容を把握することは難しい。このため、具体的な状況が既存資料により把握可能である東京都について見ることにする。

東京都にある夜間中学8校のうち5校に日本語教室が設置されている。東京都の夜間中学における日本語教育については、奥元（2020）の先行研究が詳しく、この中で、夜間中学の状況が示されている。全夜中研の大会資料と併せて実態を見る。

### 5.2 学級編成と授業の状況

東京都内で日本語学級が設置されている5校には「普通学級」と「日本語学級」が設けられている。入学した生徒は中学校学習指導要領で定める9教科（国語、社会、算数、理科、英語、音楽、保健・体育等）を学ぶために通常、「普通学級」に入学することになるが、日本語のレベルが不足して学科授業に追いつかない場合、「日本語学級」に入級することができる。ここで学ぶ教科は、「日本語」「漢字」や日本語の使用度の低い実技系の学科（音楽、美術、技術・家庭等）である。半年から1年を学び、日本語の習得状況によりクラス替えて普通学級に移って学ぶことになる。

2年目以降は「普通学級」に進級して、指導要領で定める9教科のすべての授業を受けるが、進級後も補講のような形で日本語指導を継続する場合がある。

「日本語学級」が設置されていない東京都の他の3校には、日本語学級設置校とほぼ同様に独自に日本語クラスを設けている学校もある。また、国語、社会などの授業時間に「取り出し」（別室での個別指導）により日本語指導を行うなどの対応をする場合もある。

その他の理科、数学などの授業は日本語レベルによらず、同一教室で学ぶことになるが、日本語での教科学習に支障のない生徒と日本語能力が充分でない生徒とが同じクラスで学ぶことによる授業効果の低減、生徒の精神的負担の発生などの問題も起きている。

### 5.3 日本語授業に対する教員の認識

全夜中研の大会発表誌では、全国から参加する夜間中学教員により日本語教育の授業方法や教材開発等の発表・紹介が行われ、教える側の教員の苦労や困難とともに、資質向上の姿勢が強く伺われる。しかし、教員の姿勢は必ずしも一様ではない。

東京都の状況を把握した奥元（2020）によれば、夜間中学で日本語教育を行うことについて、教師たちはその必要性を認めながら、必然性に疑問を持ち、また、専門家ではないとの意識を持っている。日本語教育は、本当は夜間中学でやるべきことではない、当面やらざるを得ないが、本

来、別の施設でやるべきだと考えている教師も多い。夜間中学で日本語教育を行う必然性に対する疑問を持っていることを明らかにしている。また、教師たちは、日本語教育について特別な勉強をすることなく、現場での経験の積み重ねによって日本語教育を行ってきたと語っている。

#### 5.4 学習言語の習得

「生活言語能力」は半年から一年程度で習得できるが、「学習言語能力」の習得には2年から5年かかるとされる。

奥元（2020）はさらに次の点についても指摘している。

そもそも、日本語学級で日本語を学ぶ期間が半年から一年というのは短い。夜間中学では日本語能力の初級の域を出ない生徒が中学校の国語や社会、理科、英語などの教科学習を行う。それだけの日本語学習では教科学習に充分について行くことはできない。教科学習が確実に行えるだけの学習言語能力を身につけるための十分な学習時間の確保は、夜間中学のクラス内の授業のみでは不可能である。

そして、夜間中学で学習言語能力を身につけなければ、高等学校に進学した際にさらに困難な状況に陥る。日本語教育が必要な外国人生徒の公立高校中退率が全国平均の7倍という状況が発生する。夜間中学の普通学級に進んでも日本語教育のサポートが必要とされる状況がある。

#### 5.5 日本語教育に関する教員研修

東京都の夜間中学において、日本語教育に関する教員研修は極めて手薄な状況がある。研修は、「教職員研修」、「不定期に行われる日本語教育関係者による講演会」であるが、ほとんどの教師が「独学」である。東京都では夜間中学教師が組織する勉強会が月に一回程度教科ごとに開催される。数学、社会、音楽などの教科の一つに「日本語」があるが、参加は任意で分野は選択制であるため、「日本語」にほとんど出席しない教師も存在する。

文部科学省は夜間中学の日本語教育に関する研修を行っている。専門家の講演、夜間中学の日本語担当者の情報交換、代表教師による実践報告などであるが、開催は1年間に東京、大阪の各1回、参加は各校から1名のみと、量的にも十分とはいえない状況がある。

夜間中学での日本語授業は教科書に忠実に、教師主導で行われる。生徒同士の会話、日本語使用場面を想定した練習は行われぬ。自治体から学校にほぼ毎日、英語、中国語などの通訳者が派遣され、仕事は生活指導や進路指導を行う際の通訳だが、日本語指導時に教室に入って教師の求めにより通訳のサポートを行うこともある。教師の中には自分が生徒の母語ができれば授業がもっとうまく行くという認識を持つものもある。研修は、授業を円滑に進めるといった目的のために行われるものであるが、生徒や授業の実態やニーズを考えると、研修に求められるものは極めて多様であるといえる。

## 6. おわりに

### 6.1 まとめと今後の課題

日本の義務教育は、日本国民を対象として教育を考へ国民教育を維持してきたが、夜間中学はそれを超え、枠組みを外国人に広げるものになってきている。夜間中学には外国人の義務教育の保障の機能が期待されている。しかし、実態はどのようなものか。数値では必ずしも明らかではないところ、本稿では、外国人生徒が通う夜間中学における課題を概観し、その中で、修業期間と日本語教育を中心に実態と課題を明らかにしようとした。

生徒数の多い関西と関東を比較すると、関西の3年生は全員卒業するならば約7年かかり、関東ではこれがほぼ1年である。そして関西の生徒の退学率は24%程度、関東は8%と見込まれる。関西は所定の修業年限3年を大きく超え、関東は所定年限に近い短期間で生徒が卒業していくと見込まれる。一見、関東が関西よりも教育機関として優れているような図式が見える。しかし、原級留め置きや卒業延期を選択しなかった関東が、そのあり方を見直し、生徒の実態・需要に応じた対応に切り替えようとしている動きがあることも分かった。

教育の保障の観点からは、卒業証書を早期に授与することは望ましいことであるが、教育の実を伴わないままに所定年限で卒業させるのであれば、本末転倒になりかねない。これらの状況について限られた部分ではあるが、数値を用いて明らかにした。

国内の夜間中学の学校数、生徒数の大半を占める関東と関西であるが、両者には大きな違いが見て取れる。この乖離の不自然さは、数値で表わすことで明らかになると考える。差異を認識することは振り返りや見直しの手がかりになる。

さらに、外国人に対する教育に特有のものである日本語教育の実態を把握し、修業期間と合せて分析・考察した。学習言語の習得には2年から5年を要するといわれる中、学校にあって苦心しながら対応している状況に、前段の修業期間を重ねあわせると、法令所定の3年間で学習を完了させることの難しさが理解できる。それを前提にした学科学習は、期間、人材、方法などの資源が相応に投じられる必要がある。

報道で夜間中学生の学習する喜びや卒業生の感謝の声が報じられるが、これを支える仕組みと人材、資源が必要である。

ただ、教育において、修業期間が長ければ必ず所定の目的を達せられるとは限らない。今後の課題として、所定年限、教育課程で卒業する場合の教育の質の確保の検証については、さらに、調査と分析が必要と考えられる。

表6 関東と関西における夜間中学の比較

区分	関東 (14校)	関西 (18校)
3年生卒業率	81.0%	14.0%
若年生徒比率(15~29歳)	62.6%	27.5%
外国籍生徒比率	73.6%	79.8%
3年生徒比率	41.2%	60.0%
平均年齢	30.7歳	46.3歳
1校当り生徒数	30.0人	60.9人
退学・除籍率	7.6%	24.1%
高齢生徒比率(60歳~)	8.6%	29.1%

資料：「全国夜間中学校研究会 2021年 研究大会発表誌」から作成

## 謝辞

本論文の作成にあたり 終始適切な助言と丁寧な指導をしてくださった 北川由紀彦教授に深く感謝申し上げます。また、資料を提供いただき、お話を聞かせていただいた大阪府八尾中学校夜間学級の辻巧教頭先生、しずおか自主夜間教室代表の肥田進先生、さらに東京都荒川区第九中学校夜間学級の先生及び生徒さん方にも感謝の意を表します。

## 文献

- [1] 浅野慎一, 2020, 「夜間中学とその生徒の史的変遷過程(後編) - 『60年の歩み 全国夜間中学校研究大会史料集成』を主な素材として -」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』14-1: 81-99
- [2] 碓井健寛, 2020, 「夜間中学のニーズはいかにして測られるべきか? - 神奈川県ニーズ調査を事例として -」『基礎教育保障学研究』4: 107-122
- [3] 江口怜, 2020 「教育機会確保法制定後の夜間中学を巡る動向と課題」『和歌山信愛大学教育学部紀要』1: 63-74
- [4] 大多和雅絵, 2011, 「戦後夜間中学の研究 - 東京都夜間中学日本語学校の開設に着目して -」『日本の教育史学』97-108
- [5] 奥元さえ美, 2020, 「夜間中学および夜間中学における日本語教育の現状と課題に関する考察」『流通経済大学流通情報学部紀要』47: 85-106
- [6] 全国夜間中学校研究会, 2021, 「2021年度第67回全国夜間中学校研究大会 大会発表誌」1-239
- [7] 総務省統計局, 2022, 「報道資料 令和2年国勢調査 移動人口の男女・年齢等集計結果」, <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.html>, (2022年9月19日参照)
- [8] 添田祥史, 2007, 「自主夜間中学の活動と展開」『ボランティア学研究』8: 165-180
- [9] 添田祥史, 2018, 「夜間中学をめぐる動向と論点整理」『教育学研究』2: 60-69
- [10] 二井紀美子, 2015, 「日本の公立学校における外国人児童生徒教育の理想と実態 - 就学・卒業認定基準を中心に -」『比較教育学研究』51: 3-14
- [11] 宮崎里司, 2016, 「持続可能性から捉えた言語教育政策: アウトリーチ型ならびに市民リテラシー型日本語教育支援に向けて」『早稲田大学大学院教職研究科紀要8』: 35-53
- [12] 宮島喬, 2014, 『外国人の子どもの教育 - 就学の現状と教育を受ける権利』一般財団法人東京大学出版会: 9-11.
- [13] 宮島喬, 2021, 『多文化共生の社会への条件 - 日本とヨーロッパ, 移民政策を問いなおす』一般財団法人東京大学出版会: 117-144.
- [14] 横関理恵, 2021, 「1970年代における若者・成人の基礎教育保障に関する一考察: 奈良の自主夜間中学とその実践に着目して」『拓殖大学北海道短期大学研究紀要』1: 23-4